

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令 概要

総務省自治行政局公務員部福利課

1. 改正の趣旨

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和 37 年総理府・文部省・自治省令第 1 号。以下「地共済法施行規程」という。）について、所要の改正を行う。

2. 改正の背景

（１）小切手の発行申込終了に伴う対応

成長戦略実行計画（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）において、約束手形の利用の廃止について「本年夏を目途に、産業界及び金融界による自主行動計画の策定を求める」とされたことを受け、（一社）全国銀行協会は同年 7 月 19 日に「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」を策定・公表した。当該計画を受け、大手の金融機関等では、令和 7 年 9 月 30 日をもって手形・小切手帳の発行申込の受付を終了する予定である。

現行の地共済法施行規程は、地方公務員共済組合（以下「組合」という。）の支払方法として、小切手を原則とした上で、例外的な支払方法（現金支払、振込・口座振替）を規定するとともに、現金支払を行う場合の現金化の手段として、小切手による銀行口座からの引出しを規定している。

（２）支払未済の給付請求書に係る記載事項の簡略化

支払未済の給付を請求する者は、組合に請求書を提出する必要がある。当該請求書には、他の親族と受給権者との身分関係を記載することとされている。

3. 改正の内容

（１）小切手の発行申込終了に伴う対応

組合の支払方法（地共済法施行規程第 48 条第 1 項）について、振込・口座振替を原則とする。また、現在、組合の支払方法として小切手は用いられていないため、小切手は削除する。

現金で支払う場合における現金化の手段（地共済法施行規程第 48 条第 2 項）について、「主務大臣の定める方法」を追加する。また、組合において現金化の手段としては小切手が使用されていることから、小切手による銀行口座からの引出しを存置する。

（２）支払未済の給付請求書に係る記載事項の簡略化

事務の効率化のため、請求者と同順位以下の親族と受給権者との身分関係を記載事項から削除する。

4. 公布日等

公布日：令和 7 年 9 月 30 日

施行日：（１）は令和 7 年 10 月 1 日、（２）は同年 11 月 1 日